特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、児童扶養手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和6年3月4日

I 関連情報

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行う。 特定個人情報ファイルは、受給世帯の住民情報・所得情報、年金情報、資格及び受取口座確認の支 処理等に利用。				
③システムの名称	児童扶養手当システム 番号連携サーバー 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
児童扶養手当支給ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一第37項 平成26年内閣府・総務省令第5条第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第9条				
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号及び別表第二57の項(13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116項)				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	山武市 保健福祉部 子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係(0475-80-1112)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 子育て支援課 児童福祉係(0475-80-2631)				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和3年10月1日 時点							
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和3年10月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手	を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	查 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・唇	冬発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関における担当部 署		子育て支援課長 秋葉 絹	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部 署	子育て支援課長 秋葉 絹	子育て支援課長 横地 博	事後	
	新様式への変更			事後	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	児童家庭係	児童福祉係	事後	
令和3年10月1日	情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号及び別表第二57の項(1	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二57の項(1 3, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116項)	事後	
令和4年11月11日	特定個人情報ファイル名	児童手当支給ファイル	児童扶養手当支給ファイル	事後	
	特定個人情報ファイルを取り 扱う事務②事務の概要	特定個人情報ファイルは、受給世帯の住民情	児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行う。 特定個人情報ファイルは、受給世帯の住民情報・所得情報、年金情報、資格及び受取口座確認の支給処理等に利用。	事前	
令和4年11月21日		番号法第9条第1項 別表第一第37項 平成 26年内閣府·総務省令第5条第29条	番号法第9条第1項 別表第一第37項 平成 26年内閣府・総務省令第5条第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第9条	事前	
令和6年3月4日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	